【コープあおもりの組合員の皆様限定】

2027年1月1日～2027年12月1日補償開始
2027年1月版 組合員専用

40%割引

コープの団体がん保険

（団体総合生活保険）



オススメ

お手頃な保険料で入れる

200万円給付型一時金プラン

5分で完了！
WEBかんたん手続きはこちら



自由に使える一時金！



差額ベッド代



生活費の補填



通院時や見舞いに来る家族の交通費



ペットの預け入れサービス

COOP TOHOKU

〈取扱代理店〉
㈱コープ東北保険センター あおもり支店
青森県八戸市石堂3丁目6-17（コープあおもり八戸センター内）

0120-28-1727
電話受付時間：月曜日～金曜日　9:00～17:00（土・日・年末年始休業）

〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社
〈担当課〉八戸支社/青森県八戸市柏崎1-8-20 八戸東京海上日動ビル2F

TOPIC 01

お支払いする保険金の種類

※ご加入口数は1口のみです。

使い道が自由な一時金で備えるプラン

保険金などの種類	一時金プラン	どんなとき	60歳以上ライトプラン
がんと闘う準備金として **がん診断保険金**	●	がんと診断確定されたとき※1 入院の有無にかかわらず一時金として **200万円**	**100万円**

がんに手厚く備える4つのプラン

保険金などの種類	基本プラン	女性プラン	充実プラン	充実女性プラン	どんなとき	60歳以上ライトプラン
がんと闘う準備金として **がん診断保険金**	●	●	●	●	がんと診断確定されたとき※1 入院の有無にかかわらず一時金として **100万円**	**50万円**
治療に専念していただくために **がん入院保険金**	●	●	●	●	がんで入院(日帰り入院も含みます。)されたとき入院1日目から1日につき 何日でも **10,000円**	**5,000円**
何回でも打ち克つために **がん手術保険金**	●	●	●	●	がんで所定の手術を受けられたとき手術の種類に応じて1回につき※2 何回でも※2 **40・20・10万円**	**20・10・5万円**
お見舞い返しなど退院後の出費に **がん退院後療養保険金**	●	●	●	●	がんで継続して20日以上入院し生存して退院されたとき 退院後も **10万円**	**5万円**
通院時の医療費や交通費などに **がん通院保険金** **がん通院延長保険金**	●	●	●	●	①がんで三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします。 ②がんで入院(日帰り入院も含む)をしたときに、その前後の三大治療以外の通院に対して、保険金をお支払いします。 ＊1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします(①に該当する場合は、通院日数の限度はありません)。 日帰り入院も対応※ 回数無制限 1日につき **5,000円**	**2,500円**
病状が重度の場合は別途 **がん重度一時金**	●	●	●	●	重度状態(末期がん)と診断確定されたとき※3 **100万円**	**50万円**
がん再発転移保険金	●	●	●	●	がんで所定の治療※4を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆや最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。 **100万円**	**50万円**
がん葬祭費用保険金	●	●	●	●	がんと診断確定され死亡し、ご親族が葬祭費用を負担したとき※5 実費(葬祭費用) **100万円限度**	**50万円限度**
がん先進医療保険金	●	●	●	●	がんの治療を直接の目的として先進医療を受けたとき※6 保険期間を通じ **500万円限度**	
抗がん剤治療保険金	×	×	●	●	がんで抗がん剤治療※7を受けたときに、保険金をお支払いします。 **5万円**	
がん患者申出療養保険金	×	×	●	●	がんで患者申出療養※8を受けたときに、保険金をお支払いします。 **3,000万円限度**	**1,500万円限度**
がん女性特定手術保険金	×	●	×	●	女性特有のがんで以下の手術を受けられた場合 ①乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ②子宮全摘除術 ③両側卵巣全摘除術 **50万円**	**25万円**

割安 保険料の40%割引を実現

保険料が割安なのが団体保険の大きな魅力。コープ東北サンネット事業連合の「がん保険」は、40%の割引※を実現しました。
※団体割引20%と損害率による割引25%を適用しています。●保険料は5歳きざみで変わります。●満89歳まで更新いただけます。
(注)満71歳～89歳までの方は更新のみとなります。

保険料(月払)【本人型】

新規ご加入:満5歳～70歳まで※満89歳まで更新いただけます。(注)満71歳～89歳の方は更新のみとなります。

	被保険者年齢*	一時金プラン	基本プラン	女性プラン	充実プラン	充実女性プラン
新規ご加入(70歳まで)	5～9歳	90円	150円	160円	180円	190円
	10～14歳	140円	170円	180円	200円	210円
	15～19歳	100円	150円	160円	190円	200円
	20～24歳	50円	140円	150円	200円	210円
	25～29歳	260円	300円	330円	370円	400円
	30～34歳	470円	550円	610円	660円	720円
	35～39歳	880円	950円	1,040円	1,150円	1,240円
	40～44歳	1,220円	1,400円	1,530円	1,730円	1,860円
	45～49歳	1,710円	2,060円	2,230円	2,520円	2,690円
	50～54歳	2,130円	2,850円	3,040円	3,500円	3,690円
	55～59歳	2,850円	4,210円	4,430円	5,110円	5,330円
	60～64歳	4,410円 ライト 2,210円	6,440円 ライト 3,220円	6,660円 ライト 3,330円	7,700円 ライト 4,480円	7,920円 ライト 4,590円
	65～69歳	5,920円 ライト 2,960円	8,840円 ライト 4,450円	9,050円 ライト 4,550円	10,470円 ライト 6,080円	10,680円 ライト 6,180円
	70歳	8,590円 ライト 4,300円	12,070円 ライト 6,060円	12,280円 ライト 6,160円	14,170円 ライト 8,160円	14,380円 ライト 8,260円
更新のみ	71～74歳	8,590円 ライト 4,300円	12,070円 ライト 6,060円	12,280円 ライト 6,160円	14,170円 ライト 8,160円	14,380円 ライト 8,260円
	75～79歳	9,670円 ライト 4,840円	14,320円 ライト 7,170円	14,530円 ライト 7,270円	16,690円 ライト 9,540円	16,900円 ライト 9,640円
	80～84歳	11,780円 ライト 5,890円	16,940円 ライト 8,480円	17,150円 ライト 8,580円	19,300円 ライト 10,840円	19,510円 ライト 10,940円
	85～89歳	13,460円 ライト 6,730円	18,890円 ライト 9,460円	19,100円 ライト 9,560円	20,880円 ライト 11,450円	21,090円 ライト 11,550円

＊ 団体契約始期日時点の年齢によります。

お申込にあたって

加入者	コープあおもりの組合員
被保険者 保険の対象となる方ご本人*1	・コープあおもりの組合員 ・組合員の配偶者、子供、両親、兄弟(これらの方については、「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」を問いません。) ・組合員と同居している親族
新規加入できる 被保険者の年齢	令和9年1月1日で、満5歳～70歳 (満89歳まで更新可能)
保険期間と 保険料お支払いについて	令和9年1月1日午前0時(更新の方は午後4時)～令和10年1月1日午後4時まで1年間 中途加入の場合の補償開始日 毎月15日までに加入依頼書をご提出いただくと、翌々月1日午前0時に開始されます。 補償開始月の5日が初回保険料振替日となります。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

お申込にあたって における用語の解説

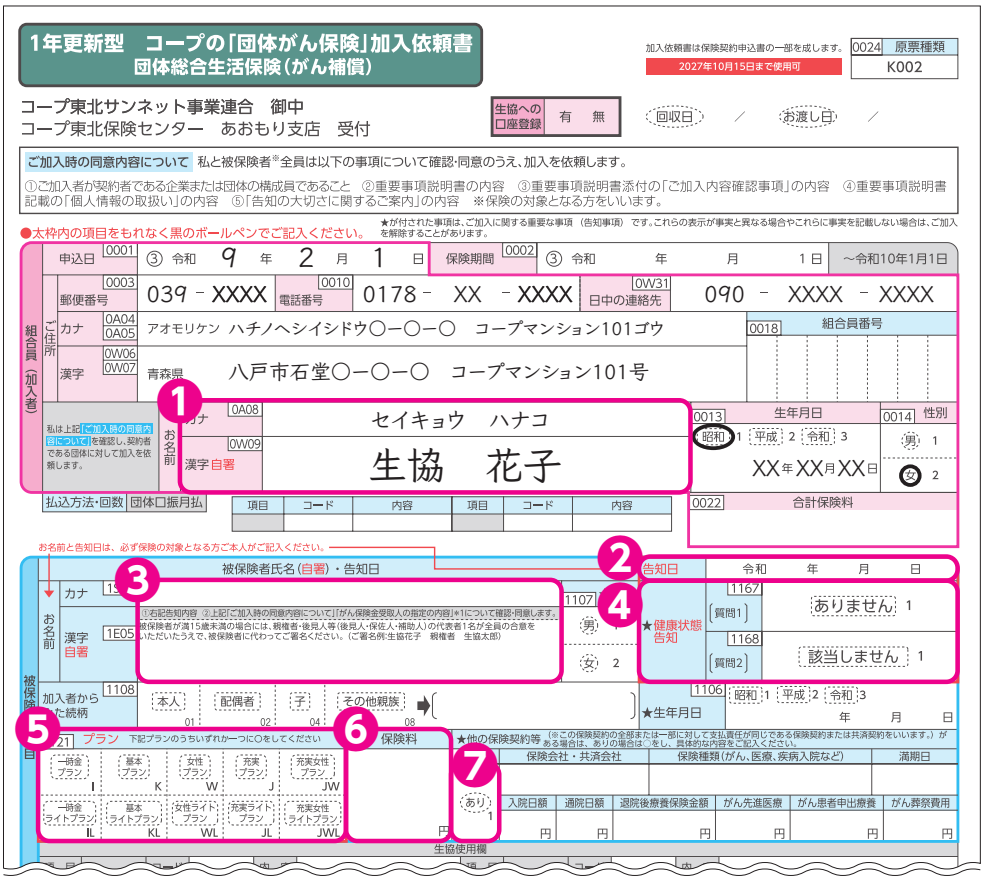
(1)配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(婚約とは異なります。)。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
(2)親　族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
(3)同　居:同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(詳細は保険約款をご確認ください。)。

●新規ご加入の場合、ご加入者の補償開始日までにがんと診断確定されていた場合は、保険金はお支払いできません。
●この保険はがん葬祭費用保険金を除き、死亡に対する補償はありません。
(※1)がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。診断保険金のお支払いは被保険者(保険の対象となる方)ごとに保険期間(ご契約期間)を通じて1回に限ります。
また、2回目以降の診断保険金の支払は、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
(※2)時期を同じくして(「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。)2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。手術保険金のお支払い額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。
(※3)「重度状態」とは、国際対がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態をいいます。
(※4)所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。
(※5)がん葬祭費用保険金額を限度として、ご家族が負担された葬祭費用(実費)をお支払いします。
(※6)先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。)をいいます。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動することがあります。)
(※)詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。
(※7)対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。
(※8)対象となる患者申出療養については、「補償の概要等」をご確認ください。
●この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合(国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。)で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。
※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。**特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。**
※保険金をお支払いする主な場合についてはこのパンフレットの「団体総合生活保険 補償の概要等」をご確認ください。

TOPIC 02

団体がん保険加入依頼書 記入例

※ご注意ください。「コープの団体がん保険」は、コープあおもりの組合員専用の団体保険です。他地域へ転居され、コープあおもりの組合員でなくなった場合は保険は継続できません。解約の手続きが必要です。
※ご記入に際しては黒のボールペンでお書きください。



1. 加入をお申込みされる組合員ご本人がご署名ください。
2. 告知日をお忘れなくご記入ください。
3. 被保険者欄はすべて被保険者がご署名・ご記入ください。
   ※被保険者が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。
   ご署名例：
   生協 花子 親権者 生協 太郎
   満15歳未満の被保険者名 + 親権者名
4. P.6記載の健康状態告知書の質問事項をよくお読みいただき、全ての質問に該当しない場合は「ありません」「いずれも該当しません」を〇で囲ってください。
5. プランのいずれか1つをご選択ください。
6. ご加入される保険の合計月払保険料をご記入ください。
7. 該当がある場合は「あり」に〇をし、右側に内容をご記入ください。
   「保険金額・支払い限度額（ご契約金額）（万円）」欄には、診断保険金や入院保険金等の金額をご記入ください。

赤枠内を誤って記入された場合は二重線で消し、訂正署名をお願いします。

補償の開始日と保険料の引落し

翌々月1日補償の開始日

加入依頼書提出締切	第1回保険料引落し 生協への登録口座より	第2回保険料引落し 生協への登録口座より
毎月15日	翌々月5日	翌々々月5日

この保険は、コープ東北サンネットサービス連合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてコープ東北サンネットサービス連合が有します。

※2回目以降の保険料は毎月所定の口座引落日に引き落とされますが、引き落としができなかった場合は、その翌月に2ヶ月分の保険料を引き落とします。このとき2ヶ月分の保険料の引き落としができなかった場合には保険責任が終了いたします。

解約される場合は毎月15日が解約書類提出締切日、補償終了日は解約書類提出締切日の翌々月1日、最終保険料の口座振替日は補償終了日の前月5日です。

お申込みの流れ

お申込みはP.4加入依頼書とインターネットどちらかお選びいただけます。

Step 1 お申込み方法

P.4 加入依頼書・インターネットどちらかお選びください。

Step 2

P.4加入依頼書をご選択いただいたお客様

P.4にございます加入依頼書の必要事項をご記入・ご署名の上、郵送または生協カウンターへご提出ください。
加入依頼書の記入方法等につきましては、「加入依頼書の記入例」をご参照ください。

インターネットをご選択いただいたお客様

右記のQRコード※よりアクセスし、必要な情報をご入力の上お申込みボタンを押してください。

\ 5分で簡単! /

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

お申込み手続き完了!

1年更新型　コープの「団体がん保険」加入依頼書
団体総合生活保険（がん補償）

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。
2027年10月15日まで使用可

0024	原票種類
	K002

コープ東北サンネット事業連合　御中
コープ東北保険センター　あおもり支店　受付

生協への口座登録	有　無

回収日　／　お渡し日　／

ご加入時の同意内容について　私と被保険者※全員は以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

①ご加入者が契約者である企業または団体の構成員であること　②重要事項説明書の内容　③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容　④重要事項説明書記載の「個人情報の取扱い」の内容　⑤「告知の大切さに関するご案内」の内容　※保険の対象となる方をいいます。

●太枠内の項目をもれなく黒のボールペンでご記入ください。

★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

組合員（加入者）

0001 申込日	③ 令和　年　月　日	0002 保険期間	③ 令和　年　月　1日	～令和10年1月1日

0003 郵便番号	－	0010 電話番号	－　－	0W31 日中の連絡先	－　－

ご住所
- 0A04 0A05 カナ：アオモリケン
- 0W06 0W07 漢字：青森県

0018 組合員番号

私は上記「ご加入時の同意内容について」を確認し、契約者である団体に対して加入を依頼します。

お名前
- 0A08 カナ
- 0W09 漢字 自署

0013 生年月日　昭和 1　平成 2　令和 3　年　月　日

0014 性別　男 1　女 2

払込方法・回数：団体口振月払

項目	コード	内容	項目	コード	内容

0022 合計保険料

お名前と告知日は、必ず保険の対象となる方ご本人がご記入ください。

被保険者1人目

被保険者氏名（自署）・告知日

お名前
- 1S04 カナ
- 1E05 漢字 自署

①右記告知内容 ②上記「ご加入時の同意内容について」「がん保険金受取人の指定の内容」*1について確認・同意します。
被保険者が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等（後見人・保佐人・補助人）の代表者1名が全員の意思をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。（ご署名例：生協花子　親権者　生協太郎）

1107 ★性別　男 1　女 2

1108 加入者からみた続柄　本人 01　配偶者 02　子 04　その他親族 08（　）

告知日　令和　年　月　日

★健康状態告知
- 1167 質問1：ありません 1
- 1168 質問2：該当しません 1

1106 ★生年月日　昭和 1　平成 2　令和 3　年　月　日

1121 プラン　下記プランのうちいずれか一つに○をしてください

一時金プラン I	基本プラン K	女性プラン W	充実プラン J	充実女性プラン JW
一時金ライトプラン IL	基本ライトプラン KL	女性ライトプラン WL	充実ライトプラン JL	充実女性ライトプラン JWL

保険料　円

★他の保険契約等（※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。）がある場合は、ありの場合は○をし、具体的な内容をご記入ください。

1109 あり 1

保険会社・共済会社	保険種類（がん、医療、疾病入院など）	満期日

入院日額	通院日額	退院後療養保険金額	がん先進医療	がん患者申出療養	がん葬祭費用
円	円	円	円	円	円

生協使用欄

項目		コード		内容		項目		コード		内容	

*1　特にお申し出がない限り、更新前契約と同内容での更新となります。（※他の保険契約等と合算で入院保険金日額9万円、退院後療養保険金40万円、通院保険金日額2万円、重度一時金300万円、がん葬祭費用300万円、がん先進医療3,000万円、がん患者申出療養3,000万円、がん女性特定手術保険金200万円のいずれかを超える場合にはご加入いただけないか、または特約を付帯することはできません。他の保険契約が複数ある方はお手元のメモ用紙にご記入の上ご提出ください。）

お名前と告知日は、必ず保険の対象となる方ご本人がご記入ください。

被保険者2人目

被保険者氏名（自署）・告知日

お名前
- 2S04 カナ
- 2E05 漢字 自署

①右記告知内容 ②上記「ご加入時の同意内容について」「がん保険金受取人の指定の内容」*1について確認・同意します。
被保険者が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等（後見人・保佐人・補助人）の代表者1名が全員の意思をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。（ご署名例：生協花子　親権者　生協太郎）

2107 ★性別　男 1　女 2

2108 加入者からみた続柄　本人 01　配偶者 02　子 04　その他親族 08（　）

告知日　令和　年　月　日

★健康状態告知
- 2167 質問1：ありません 1
- 2168 質問2：該当しません 1

2106 ★生年月日　昭和 1　平成 2　令和 3　年　月　日

2121 プラン　下記プランのうちいずれか一つに○をしてください

一時金プラン I	基本プラン K	女性プラン W	充実プラン J	充実女性プラン JW
一時金ライトプラン IL	基本ライトプラン KL	女性ライトプラン WL	充実ライトプラン JL	充実女性ライトプラン JWL

保険料　円

★他の保険契約等（※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。）がある場合は、ありの場合は○をし、具体的な内容をご記入ください。

2109 あり 1

保険会社・共済会社	保険種類（がん、医療、疾病入院など）	満期日

入院日額	通院日額	退院後療養保険金額	がん先進医療	がん患者申出療養	がん葬祭費用
円	円	円	円	円	円

生協使用欄

項目		コード		内容		項目		コード		内容	

*1　特にお申し出がない限り、更新前契約と同内容での更新となります。（※他の保険契約等と合算で入院保険金日額9万円、退院後療養保険金40万円、通院保険金日額2万円、重度一時金300万円、がん葬祭費用300万円、がん先進医療3,000万円、がん患者申出療養3,000万円、がん女性特定手術保険金200万円のいずれかを超える場合にはご加入いただけないか、または特約を付帯することはできません。他の保険契約が複数ある方はお手元のメモ用紙にご記入の上ご提出ください。）

生協使用欄	加入依頼書受付日	事業所名	受付担当者	0W23 事業所コード
	／			

0027 営業店コード	0028 代理店コード	0029 団体コード
3212	0770	SJ124

0019　新規 1

保険金受取人は原則被保険者となります。
保険金受取人を被保険者以外の方に指定する場合は、パンフレット表紙の取扱代理店までご連絡ください。

TOPIC 03

ご案内／確認事項

必ずお読みください。

告知の大切さに関するご案内

ご注意事項 **がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。**

告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。
ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。
更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

告知いただく内容例は次のとおりです。
告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
①入院または手術の有無(予定を含みます。)
②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無　等
以下のケースも告知が必要となります。
●現在、医師に入院や手術をすすめられている。
●過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
●過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

以下のご注意点もご確認のうえ、告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

現在ご加入の方につきましては、2026年10月末日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

団体総合生活保険　商品改定のご案内

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2026年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

	改定項目	概要
主な改定点	「手術」の定義改定	「手術に対するお客様の身体的負担等を補償する」という手術保険金の目的に照らし、約款上の「手術」の定義について、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により「手術等管理料」*として算定されるものを除く改定を行います。 ＊ 手術前後に行われる医学的管理を評価する診療報酬点数

このご案内は、2026年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
□保険金をお支払いする主な場合　□保険金額、免責金額(自己負担額)　□保険期間　□保険料・保険料払込方法　□保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
	●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?
	□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
＊1　例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

TOPIC 04

健康状態告知書

●以下の質問をよくお読みいただき、ご回答はP.4「健康状態告知」欄にご記入ください。

がん補償にご加入の方

質問 ❶

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。

なし ↓

質問 ❷

告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

❶健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。）を指摘されたこと

- ・上部消化管エックス線検査（または内視鏡検査）
- ・胸部エックス線検査
- ・乳房エックス線（マンモグラフィ）検査
- ・乳房超音波検査
- ・子宮頸部の細胞診
- ・便潜血検査
- ・しゅようマーカー（CEA・AFP・CA19-9・PSA等）
- ・CT検査
- ・MRI検査
- ・PET検査
- ・肝炎ウイルス検査（HBs抗原・HCV抗体）
- ・腹部超音波検査
- ・その他のがん検診

❷医師の診察の結果、下記【別表】の病気や所見、症状により継続して診察（服薬・治療を含みます）・検査を受けるように指導されたこと

あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。

なし ↓

お引受けできます。
回答をご記入のうえご署名ください。

健康状態告知書の別表

お引き受けできない病気や所見・症状		
病気や所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘤*1（しゅりゅう）、GIST（ジスト、ギスト）、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ（ポリポーシス）*2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害（入院や治療を伴うもの）、慢性アルコール性肝機能障害、NASH（非アルコール性脂肪肝炎）、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD（慢性閉塞性肺疾患）、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血（鉄欠乏性貧血を除きます）
症状*3		しこり、出血（不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿）、黄疸

*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
*2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
*3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察（服薬・治療を含みます）・検査の結果、告知日時点で医師による診察（服薬・治療を含みます）・検査が終了している場合は「なし」となります。

TOPIC 05

団体総合生活保険 補償の概要等〔保険期間:1年〕

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

【がん補償】 **保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。**

この補償については、「がん葬祭費用補償特約」をセットされる場合を除き、死亡に対する補償はありません。
がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。 詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD−10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類−腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類−腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)。

保険金をお支払いする主な場合

がん補償基本特約+がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)

がん診断保険金

保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合
■初めてがんと診断確定された場合
■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてそのがんが再発または転移したと診断確定されたとき
■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合
▶がん診断保険金額をお支払いします。
ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

がん入院保険金

がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその**治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合**
▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。
※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。

がん手術保険金

がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に**所定の手術を受けられた場合**
▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。
ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。
*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

がん退院後療養保険金

がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、**生存して退院された場合**
▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。
ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。

がん通院保険金・がん通院延長保険金

●がん通院保険金
がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院(日帰り入院を含みます。)を開始し、以下の条件のすべてを満たす**通院(往診を含みます。)をされた場合**
■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること
■入院の原因となったがんの治療のための通院であること
■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること
▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。
●がん通院延長保険金
がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための**通院(往診を含みます。)をされた場合**
■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること
▶がん通院延長保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。
※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。
※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院を含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。
※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院(更新前契約で支払われる通院を含みます。)に対しては、重複してはお支払いできません。
*1 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

がん重度一時金

がんと診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合
■その病状が初めて重度状態*1と診断確定された場合
■この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態*1と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態*1と診断確定されたとき
▶がん重度一時金額をお支払いします。
ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。
*1 国際対がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合

がん 再発転移 補償特約	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術　■放射線治療　■抗がん剤治療　■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。 *1　他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。
がん 先進医療特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1　「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2　次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）　ii.先進医療以外の評価療養のための費用　iii.選定療養のための費用　iv.食事療養のための費用　v.生活療養のための費用 *3　次のいずれかに該当するものをいいます。 i.診察　ii.薬剤または治療材料の支給　iii.処置、手術その他の治療
がん 患者申出 療養特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1　「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養（患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません（保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。）。 *2　次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）　ii.評価療養のための費用　iii.選定療養のための費用　iv.食事療養のための費用　v.生活療養のための費用 *3　次のいずれかに該当するものをいいます。 i.診察　ii.薬剤または治療材料の支給　iii.処置、手術その他の治療
抗がん剤治療 補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。 *1　以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2　抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3　診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。 *4　医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。
がん 女性特定 手術特約	がんと診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合 ■乳房切除術（皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。）■子宮全摘除術 ■両側卵巣全摘除術 ▶がん女性特定手術保険金額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん 葬祭費用 補償特約	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって保険期間中に死亡し、**親族が葬祭費用を負担された場合** ▶葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。

【「がん先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

*1　「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2　「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・粒子線治療*1が「がん先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。

・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。

・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

●新規のご加入のお取扱いは、団体に所属している方で保険期間の初日時点で満5歳以上、満70歳以下の方に限ります。また、更新でご加入の場合には保険期間の初日時点で満89歳以下の方に限ります。

TOPIC 06

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕　団体総合

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［マークのご説明］　契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　　注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ　ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み　契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等　契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意　注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。
●がん葬祭費用補償特約
*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
※補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

4 保険金額等の設定　契約概要

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
がん補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

（金融庁ホームページ）

5 保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み　契約概要
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2)保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報
払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について　注意喚起情報
（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
②ご加入者の加入部分*3に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*3について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*3を解除することがありますのでご注意ください。
※がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1　告知義務」をご確認ください。
*3 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ　ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務　注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1　通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］　★:告知事項　☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 ＼ 項目名	生年月日	性別	健康状態告知*1
がん補償	★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。
*1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

［がん補償の「告知」（健康状態告知書）］

①告知義務について
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*3から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*4。
●責任開始日*3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*5（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
*3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
*4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
*5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>
前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について
保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ　注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人　注意喚起情報

［がん補償］
保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意　注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ　ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等　注意喚起情報

［通知事項］
加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項

生活保険にご加入いただく皆様へ

はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、[Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]]をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき 契約概要 注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求[*1]することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間[*2]に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約 注意喚起情報

がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき 契約概要

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●がん補償
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

がん補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

[更新後契約の補償内容を縮小する場合]

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までまずぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い 注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等 注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
がん補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。 注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者[*1]または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関） 注意喚起情報

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

03-4332-5241（全国共通）
受付時間：午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始を除きます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

事故受付センター（東京海上日動安心110番） 0120-720-110 受付時間：24時間365日

サービスのご案内 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

メディカルアシスト

●緊急医療相談 ●医療機関案内 ●予約制専門医相談 ●がん専用相談窓口 ●転院・患者移送手配*1

0120-708-110
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

【受付時間*2】
24時間365日
*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。
*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

介護アシスト

●電話介護相談 ●インターネット介護情報サービス ●各種サービス優待紹介

0120-428-834
（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

【受付時間】
・電話介護相談：午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

デイリーサポート

●法律・税務相談 ●社会保険に関する相談 ●暮らしの情報提供

0120-285-110
（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

【受付時間】
・法律相談：午前10時～午後6時
・税務相談：午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

※詳しくは、東京海上日動のホームページでご参照ください。 https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

ご注意ください 各サービス共通

●ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
●ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
●メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

お問い合わせ先

取扱代理店
㈱コープ東北保険センター　あおもり支店
青森県八戸市石堂3丁目6-17（コープあおもり八戸センター内）
通話料無料 0120-28-1727
電話受付時間：月曜日～金曜日　9:00～17:00（土・日・年末年始休業）

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
八戸支社/
青森県八戸市柏崎1-8-20
八戸東京海上日動ビル2F

キリトリ

〒039-1190
青森県八戸市石堂3丁目6-17
㈱コープ東北保険センター
あおもり支店 行

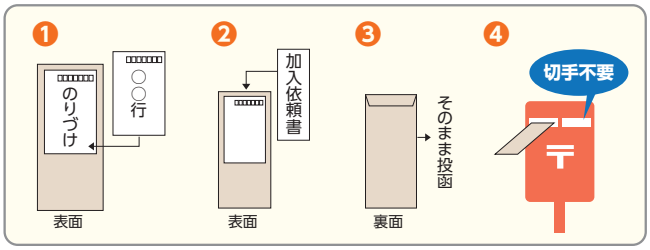
定形郵便
料金受取人払郵便
八戸西局
338
差出人有効期間
2027年10月15日
まで（切手不要）

団体がん保険加入依頼書在中

キリトリ

加入依頼書の郵送方法

①左の宛名部分をキリトリ線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上半分にしっかりと、のり付けしてください。封筒は郵送に差しつかえないものであれば、どんな封筒もご使用いただけます。
〈最大サイズ 120×235mm〉
②その封筒の中に加入依頼書を折ってお入れください。
③封筒の裏にお手数ですが、お名前と住所をご記入ください。



26T-000765　2026年8月作成